

対馬市木材利用促進基本方針

平成23年7月1日策定
令和4年10月1日一部改正

第1 趣旨

この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、市内の建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、市が整備する公共建築物における対馬産木材をはじめとした木材（以下「木材」という。）の利用の目標、建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項、その他建築物等における木材の利用の促進に関し、必要な事項を定めるものである。

第2 建築物等における木材の利用の促進の意義と効果

森林は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的な機能の発揮を通じて、市民の生活において重要な役割を担っており、森林の適正な整備及び保全を図ることにより、これらの森林の有する多面的機能が持続的に発揮されることが極めて重要である。

木材の需要を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の有する機能の持続的発揮や農山漁村をはじめとする地域経済の活性化に資するものである。

また、木材利用を促進することにより、森林における伐採後の造林という循環が安定的かつ持続的に行われることにより、森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化が十分に図られ、脱炭素社会の実現に資するものである。

第3 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木材の利用を促進すべき建築物

法に基づき、木材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第2項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には以下のような建築物が含まれる。

(1) 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物

これらの建築物には、広く市民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、診療所、運動施設（体育館、プール等）、社会教育施設（公民館等）、温浴施設、公営住宅、公共交通機関の旅客施設（港）等のほか、市の事務・事業の用に供される庁舎等が含まれる。

(2) 市以外の者が整備する前記(1)に準ずる建築物

これらの建築物には、市以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設、病院や診療所、社会教育施設（青年の家等）、公共交通機関の旅客施設（空港）が含まれる。

2 木材の利用促進のための施策の具体的方法

建築物における木材の利用の促進にあたっては、建築材料としての木材の利用はも

とより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用も併せて、その推進を図る。

建築物の構造は、市内事業者で設計施工が対応可能な在来工法に加え、強度・耐火性に優れた木材の製造技術及び製造コスト低減の技術革新が進んでいることから、このような新たな工法についても木造化を図り、内外装の木質化も併せて図る。

また、建築物において使用される机、椅子、遊具、書棚等の家具や小物類についても木製品の導入を図る。

木質バイオマスを燃料とするボイラー等の導入については、建築物の適切な維持管理を考慮し、導入を図る。

第4 市が整備する公共建築物における木材の利用の目標

1 木造化

市は、整備する公共建築物について、建築基準法等関連法令の制約を受ける場合を除き、原則として木造化を図る。木造化にあたっては、可能な限り木材を使用するよう努める。

2 内外装の木質化

市は、内外装の木質化を図ることが適切と判断される部分については、木質化を行う。木質化にあたっては、可能な限り木材を使用するよう努める。

3 その他の木材利用

市は、整備する全ての公共建築物において木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を促進するほか、公共土木工事における木材を原材料として使用した資材の利用促進、ボイラー等の設置における木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。

4 市が補助する公共建築物等

市が補助する公共建築物の整備及び公共土木工事等については、事業主体の理解を求め、可能な限り前記1から3に準じた木材が使用されるよう配慮するものとする。

第5 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

公共建築物等における木材の利用の促進を図るためには、乾燥や強度といった性能が明らかな木材及び合法性等が証明された木材が低コストで円滑に供給される必要がある。

このため、市は林業従事者（素材生産者）、木材製造業者、建築物における木材の利用の促進に取り組む設計者等と可能な範囲で情報共有を行い、建築主となる事業者等のニーズを把握し、設計提案と品質の確かな木材の安定供給に努めるものとする。

第6 その他建築物における木材の利用の促進に関する必要な事項

1 建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

建築物を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図ることを含め、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず、維持管理や解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分検討するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で木材の利用に努めるものとする。

2 市の関係部局の役割

関係部局は所管する公共建築物において、木材の積極的な利用に努め、その所管す

る事業について、補助事業等を含め、木材の利用を促進する。

3 市民への意識醸成のための普及啓発の取組

建築物における木材の利用を広く、効果的に促進するためには、市民に対しての普及啓発が不可欠であることから、市は県及び民間の事業者等と連携し、建築物等における木材の利用促進の意義及び利用事例等について普及啓発に努めるものとする。

附 則

この基本方針は、平成23年7月1日から施行する。

この基本方針は、令和4年10月1日から施行する。